

## 【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 令和4年5月9日（月） 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（12名）

農業委員

4番 鷹巣 礼子（会長）  
10番 松田 護（副会長）  
1番 井上 宗利  
2番 井上 重誠  
3番 平井 眞澄  
5番 井上 勘次  
6番 村瀬 久美子  
7番 城戸 一寿  
8番 葉山 繁美  
9番 三代 由美子  
11番 柳池 達美

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

4. 欠席委員（2名）

12番 合屋 義彦

農地利用最適化推進委員

川内 行雄

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 篠栗町農地利用集積計画について

議案第2号 農地法第3条による許可申請について（1件）

議案第3号 令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び  
令和4年度目標及びその達成に向けた活動計画について

報告第1号 農地法第5条による農地転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大

事務局員 吉村 淳子

事務局員 東 輝和

|            |  |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p><b>【開会のあいさつ】</b></p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和4年5月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、12番 合屋委員と川内最適化推進委員の欠席がありますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p><b>【議事録署名人の指名】</b></p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>11番： 柳池 達美 委員</p> <p>1番： 井上 宗利 委員 をお願いします。</p> <p><b>【会議書記の指名】</b></p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p><b>【日程の説明】</b></p> <p>本日の日程についてですが、議案第1～3号について審議し、報告第1号を受けて散会とします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p><b>議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。</p>   |
| <p>事務局</p> | <p><b>【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】</b></p> <p>それでは、事務局より説明いたします。議案第1号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）2件となり</p>  |

ます。

議案書は1ページをご覧ください。

篠栗町長より、令和4年4月25日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、新規1件、更新1件、合計面積1,840㎡(0.2ha)です。

**【議案書の朗読】**

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

説明は以上です。

議 長

**【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画(利用権設定)について 採決】**

ありがとうございました。

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>それでは、議案第1号について審議、採決いたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画」は、原案のとおり決定いたします。</p>  |
| <p>議 長</p> | <p><b>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 審議</b></p> <p>それでは、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局</p> | <p><b>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 説明】</b></p> <p>それでは「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について説明します。今回の申請件数は1件となっております。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>令和4年4月22日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。</p> <p><b>【議案第2号 の朗読】</b></p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（売買）が目的となっております。面積は1434㎡と</p> |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>なっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>  |
| 議長            | <p>ありがとうございました。</p> <p>議案第2号について地元農業委員の松田副会長から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>   |
| 10番<br>(松田委員) | <p>特にありません。</p>  |
| 議長            | <p>ありがとうございました。</p>  |
| 議長            | <p><b>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 採決】</b></p> <p>議案第2号について審議、採決いたします</p> <p>議案第2号について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」については原案のとおり決定いたします。</p> |

|            |  |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p><b>【議案第 3 号 令和 3 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 4 年度目標及びその達成に向けた活動計画】 審議</b></p> <p>それでは引き続き、議案第 3 号について事務局より説明をお願いします。</p>   |
| <p>事務局</p> | <p><b>【議案第 3 号 令和 3 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 4 年度目標及びその達成に向けた活動計画について説明】</b></p> <p>それでは議案第 3 号「令和 3 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 4 年度目標及びその達成に向けた活動計画」について説明いたします。</p> <p>議案書は 5 頁から 15 頁になりますのでご覧ください。</p> <p>本計画の作成につきましては、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第 37 条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。</p> <p>今般、「農業委員会による最適化活動の推進等について」を定め、農業委員会は最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされています。</p> <p>本議案に関しましては、本日の総会で採決をいただき、篠栗町ホームページに掲載し公表するものです。</p> <p>それでは、原案について説明いたします。</p> <p><b>【議案書の朗読】</b></p> |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>概要をご説明しますと、令和3年度に掲げた目標に対する振り返りを行い、それを踏まえて令和4年度目標を立てる、というものです。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議 長 | <p><b>【議案第3号 令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度目標及びその達成に向けた活動計画について 採決】</b></p> <p>議案第3号について、何かご意見ご質問はありませんか。</p> <p><b>【意見・質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案とおりに公表することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>議案第3号については、原案のとおり公表することで決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p><b>【報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 報告】</b></p> <p>それでは、報告第1号について、事務局から報告をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p><b>【報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 報告】</b></p> <p>はい、それでは報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>今回の報告件数は1件となっております。</p> <p>議案書16ページをご覧ください。令和4年4月13日に受理したものです。</p>  |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p><b>【報告番号1 朗読】</b></p> <p>申請地は市街化区域ですので、農地法第5条による農地転用届出を受けたものです。都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p> |
| 議長            | <p>ありがとうございました。</p> <p>報告第1号について地元農業委員の松田副会長から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>   |
| 10番<br>(松田委員) | <p>一般的な長屋住宅の建築に伴う転用です。</p>   |
| 議長            | <p>他に報告第1号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【意見、質問等なし】</b></p> <p>報告第1号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p> <p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>  |
| 事務局           | <p><b>【事務連絡】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会について</li> </ul> <p>事務局からは以上です。</p>   |
| 議長            | <p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p>  |



【特に意見等なし】

それでは、これで令和4年5月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。